

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-472-0697

担 当

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 けんちの里指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	けんちの里指定居宅介護支援事業所
所在地	東久留米市下里四丁目2番50号
介護保険事業所番号	1374800496
サービスを提供する地域＊	東久留米市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業者の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	—	事業所の管理及び居宅介護支援の提供	1名
介護支援専門員	3名以上 (管理者と兼務1名を含む)	—	居宅介護支援の提供	3名以上

(3) 営業時間

月曜日～土曜日	8:30～17:30
但し、日曜日・祝日・国民の休日・12月29日から1月3日までを除く	

＊24時間対応連絡先 042-472-0697 (けんちの里指定居宅介護支援事業所) または042-472-0657 (けんちの里代表)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅サービス計画作成依頼書の届け出 → 契約
- ② 介護支援専門員による訪問調査 (アセスメント)
- ③ 各サービス提供機関との調整
- ④ 介護サービス計画の提示と確認
- ⑤ サービスの提供
- ⑥ サービスのモニタリング (現行サービスの問題がないかどうかの定期的見直し)

4 利用料金 (別表)

(1) 利用料

要介護認定者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

＊ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月あたり要介護度に応じて別表の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービスの提供証明書を後日区市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

(3) 解約料

(請求しない場合) お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(請求する場合) お客様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	別表のとおり
保険者(区市町村)へ給付管理票を提出した後に解約した場合	★料金は一切かかりません

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申込み下さい。当事業所職員がお伺いします。契約締結後、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合

は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が介護保険施設に入所等した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当（自立）または要支援状態と認定された場合
- お客様が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④ その他

お客様やご家族の方などが当法人や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 当法人の居宅介護支援事業の特徴

(1) 運営の方針

- お客様が主体的な参加となるよう対応いたします。
- お客様は介護支援専門員に複数のサービス事業者等を紹介できるよう求めることができます。
- サービス提供事業者の選択は、お客様の意向に沿いながら、公正・公平な立場から行います。
そのため、お客様の居宅介護支援開始前6ヶ月に当事業所で作成した居宅サービス計画における訪問介護等のサービスごとの割合及びサービスごとの当事業所によって提供されたものの割合について説明を行います。
- 居宅サービス計画に位置づけたサービス提供事業者の選定理由を説明し、誠実に対応いたします。
- お客様及びサービス提供事業者との連絡を密に行い、お客様の介護ニーズに合った居宅サービス計画を作成します。
- 居宅サービス計画作成にあたっては、必要に応じ介護保険給付対象外の多様な主体が提供する生活支援のサービスを包括的に位置づけを行います。
- お客様が入院された場合、退院後の円滑な在宅生活への移行を進めるため、医療機関との連携を行います。
(お客様が入院となる場合は、医療機関へ介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝えください)
- 介護支援専門員の一連の業務について情報通信機器（人工知能関連技術を含む）等の活用や電磁的対応を行い、業務効率に努めます。
- 居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険等関連情報を活用し、事業所単位で業務の継続的改善を行いサービスの質の向上に努めます。
- 地域包括支援センターより居宅介護支援の申し入れを受けた場合には積極的な対応を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

全国社会福祉協議会方式等を用いてお客様の課題を分析し、効率的に介護ニーズを把握し、同方式の発案者が監修するコンピュータソフトを導入して、居宅サービス計画を作成します。

(3) サービス利用のためのポイント

事 項	有 無	備 考
事業所変更・介護支援専門員の交代	有	事業所変更・交代を希望される方はお申し出ください
課題把握の方法	—	全国社会福祉協議会方式等
研修の実施	有	研修計画に基づき、全体研修・個別研修を実施します。

7 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、保険者、お客様のご家族及びお客様に係る居宅サービス事業者と連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8 虐待の防止に向けた取り組み

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り必要な措置を講じています。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員に対する結果の周知
- ・虐待の防止のための指針を整備。
- ・従業者に対する虐待の防止のための研修実施

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当法人のお客様相談・苦情担当

担当 苦情相談担当 岩城友美

電話 042-472-0697

(2) その他

① 東久留米市 相談・苦情窓口

東久留米市役所 介護福祉課

所在地：東久留米市本町3-3-1

電話：042-470-7750（直通）

受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・国民の休日、年末年始を除く）

② 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

所在地：千代田区飯田橋3-5-1

東京区政会館10階 電話：03-6238-0177

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・国民の休日、年末年始を除く）

*東久留米市以外のお客様

① 所在地： 電話：
受付時間：

② 所在地： 電話：
受付時間：

(3) 苦情の対応手順

- ① 受け付けた苦情を「苦情又は意見・要望等連絡票」に記載します。
- ② 苦情申出人に苦情の内容確認を行います。
- ③ 「苦情受付書」により施設長及び苦情解決責任者・第三者委員に報告を行います。
- ④ 苦情解決案を検討し、苦情申立人へ解決策の提示を行います。
- ⑤ 苦情申立人との話し合いの結果を「話し合い結果記録書」に記載し、同席者に話し合いの内容と相違ないかの確認を行います。
- ⑥ 話し合い結果に基づいた業務改善を行います。
- ⑦ 「改善結果報告書」を苦情申立人に送付し、改善状況を報告します。
- ⑧ 日常的な業務の改善、サービス向上に反映する方法を検討し、改善に努めます。

9 個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

- (1) お客様のサービス利用に係る個人情報の収集は、「個人情報の利用に係る同意書」にもとづき、利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集いたします。
- (2) お客様及びご家族の個人情報の使用は、同意をいただいた利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、お客様およびそのご家族の個人情報を第三者に提供することは致しません。

10 当法人の概要

- 名称 法人種別 社会福祉法人 竹 恵 会
- 代表者役職氏名 理 事 長 竹 中 三 津 子
- 法人所在地・電話番号 東久留米市下里四丁目2番50号
042-472-0657
- 本事業所所在地 東久留米市下里四丁目2番50号
管理者氏名 岩 城 友 美

■定款の目的に定める事業	■施設・拠点	
特別養護老人ホームけんちの里の設置経営	特別養護老人ホーム	1ヶ所
老人デイサービスセンター パレ・フローラの設置経営	短期入所生活介護	1ヶ所
老人短期入所事業 けんちの里の設置経営	通所介護	2ヶ所（3単位）
老人デイサービスセンター ガーデン・ほんむらの設置経営	生活支援	1ヶ所
老人居宅介護等事業	居宅介護支援事業所	1ヶ所
パレ・フローラ指定訪問介護事業所の経営経営	—	
生活支援事業受託経営		
居宅介護支援事業 けんちの里指定居宅介護支援事業所の経営		

上記重要事項について、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 けんちの里指定居宅介護支援事業所
事業所番号 1374800496
住 所 東久留米市下里四丁目2番50号
代表者氏名 理 事 長 竹 中 三 津 子

説明者氏名 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日 お客様氏名 印

代理人氏名 印（続柄 ）

1. 居宅介護支援費 利用料金表（1月につき）

	居宅介護支援費 (Ⅰ)			居宅介護支援費 (Ⅱ)		
	居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない場合			データ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合		
	取扱件数	要介護度1・2	要介護度3～5	取扱件数	要介護度1・2	要介護度3～5
(ⅰ)	45件未満	12,000円	15,591円	50件未満	12,000円	15,591円
(ⅱ)	45～60件未満	6,011円	7,779円	50～60件未満	5,823円	7,547円
(ⅲ)	60件以上	3,602円	4,663円	60件以上	3,491円	4,530円

2. 加算料金

加算	加算料金	備 考
初回加算	3,315円	新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合に加算。ただし、運営基準減算に該当する場合は算定されません。
特定事業所加算（Ⅰ）	5,734円	当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た場合、1月につき所定利用料が加算。
特定事業所加算（Ⅱ）	4,652円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,569円	
特定事業所加算（A）	1,259円	
特定事業所医療介護連携加算	1,381円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,762円	お客様が医療機関に入院した場合、当該医療機関に対し入院後当日以内（Ⅰ）または翌日または翌々日以内（Ⅱ）にお客様の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供した場合に加算。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,210円	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,972円	入院もしくは介護保険施設等に入所していたお客様が、退院・退所し、その居宅においてサービスを利用する場合に、入院している医療機関または入所している施設の職員と面談を行い、お客様に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合に入院・入所期間中につき3回を限度として加算。ただし初回加算を算定する場合には、加算されません。
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,630円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,630円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,287円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,945円	
通院時情報連携加算	552円	医師の診察を受ける際に同行し、相互に情報提供を行った上で居宅サービス計画に記録した場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4,420円	在宅で死亡されたお客様を対象に、当該事業所が厚生労働大臣の定める体制要件を満たした場合に月1回を限度とし加算。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療時の医師または看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、そのお客様に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に1月2回を限度として加算。